

平成31年度 企画財政部の運営方針

企画財政部長

原 田 修 一

企画財政部の組織体制

企画政策課

財政課

税務課

基本方針

- 第2次総合計画を着実に推進し、2025年の人口45,000人を目指します。
- 働き方改革を推進し、職員の意識改革や組織の生産性向上を図ります。
- 財政の健全化に努め、将来にわたり持続可能な財政基盤を構築します。
- 公平かつ適正な市税の賦課徴収を行うとともに、確実な収入の確保を図ります。

現状と課題

- 第2次菊川市総合計画及びまち・ひと・しごと創生総合戦略の推進
人口減少や少子高齢化、社会・経済情勢の変化などに対し効果的な対策を進め、市民の満足度を高めるとともに、市の魅力の創出、選ばれるまちづくりを進めることが求められています。
第2次菊川市総合計画実行計画を着実に推進するとともに、最終年を迎えるまち・ひと・しごと創生総合戦略の検証と今後の取り組みについて検討する必要があります。
- 新市まちづくり計画の変更
現行の新市まちづくり計画は、平成31年度までとなっていますが、平成30年4月の合併特例法の改正により合併特例債の発行期限が5年間延長されたことから、新市まちづくり計画に位置づけられている事業を引き続き円滑に進めていくため、計画の延長を行う必要があります。
- 行財政改革の推進
生産年齢人口の減少や交付税算定における合併特例措置の終了などによる歳入の減少の一方、社会保障費の増大や公共施設の更新といった財政需要が見込まれ、今まで以上に厳しい財政運営が想定されます。
新行財政改革推進方針に掲げる健全行政マネジメント及び公共施設マネジメントを推進するため、その実施計画である「CAPDo！中期計画」を進めるとともに、平成32年度からの後期計画を検討する必要があります。
- 働き方改革の推進
効率的な働き方を実現し、限られた労働力で生産性を向上させ、組織の安定した経営と個人の職業生活の充実を図ることが求められています。職員一人ひとりが目的意識を持って改革を行うことで、良好なワークライフバランスを実現し、魅力と活気にあふれる職場環境と強く安定した行政運営ができる組織づくりを行う必要があります。
- 行政経営システムの推進
発生主義・複式簿記に基づく新公会計を導入し、財務諸表の行政評価への活用を検討してきました。財務会計システムや実行計画システムの更新に併せて、行政評価に公会計のコスト情報を取り入れた行政経営システムを導入し、事業のスクラップアンドビルド等、事業評価の向上を図る必要があります。
- 公共施設マネジメントの推進
平成28年度に策定した菊川市公共施設等総合管理計画の目標や方針を実現するため、施設類型ごとの個別計画の指針を作成しました。
今年度はその方針に基づき、各施設等における個別計画の策定及び全体的な整合等を図っていく必要があります。

- 適正な市債権の管理
 市債権については、公平・中立の観点から滞納処分や不納欠損など適正な徴収管理が求められています。
 市税の収入率の向上に取り組むとともに、税以外の市債権の適正な徴収管理を行う必要があります。

重点的に取り組む施策・事業

	重点施策・事業	取組内容	達成目標
1	第2次菊川市総合計画と総合戦略の推進	3年目となる第2次総合計画と最終年度を迎える総合戦略の進捗管理を行うとともに、次期総合戦略の策定に取り組みます。	平成32年3月末までに、次期総合戦略を策定します。
2	新市まちづくり計画の変更（延長）	新市まちづくり計画に位置づけられている事業を引き続き円滑に進めていくため、計画の延長を行います。	平成32年3月末までに、新市まちづくり計画の期間を延長します。
3	「菊川市CAPDo!」の推進	短期集中的に行財政改革の成果をあげるために策定した「菊川市CAPDo!」中期計画の進捗管理を行うとともに、後期計画の策定に取り組みます。	平成32年3月末までに、「菊川市CAPDo!」後期計画を策定します。
4	働き方改革の推進	職員の意識改革を図るための研修を実施するとともに本庁舎の一部にフリーアドレスを導入し、業務の生産性向上を図ります。	平成31年12月末までに、職員研修を実施し、本庁舎の一部にフリーアドレスを導入します。
5	行政経営システムの推進	財務システムや実行計画システムの更新に併せて、行政評価にコスト情報などを取り入れた行政経営システムを導入します。	財務会計システムの稼働 ・ 予算編成機能（9月末） ・ 起債・債務負担管理機能（年度内） ・ 予算執行機能等稼働準備完了（年度内）
6	公共施設マネジメントの推進	平成30年度から策定を開始した個別施設計画整備指針に基づき、個別施設計画の作成に取り組みます。	平成32年度までの個別施設計画策定に向け ・ 平成31年度中に個別施設計画策定が可能な施設の選定 ・ 選定された施設の個別施設計画策定の取りまとめ
7	市税収入率の向上	収入率の数値目標を設定し、公平な税負担のための適正な課税・徴収に努めます。	次の収入率（現年度分+過年度分）目標を達成します。 個人市民税 96.78% (95.39%) 固定資産税 97.87% (97.66%) 軽自動車税 96.07% (95.67%) （括弧内は平成29年度実績）
8	徴収対策制度・体制の整備	市の債権について債権管理条例による適正な管理を実施するために、徴収体制の整備・定着に取り組んでいます。	平成31年10月末までに非強制徴収債権における徴収業務の外部委託に向けた検討を進めます。